

# 【重要】

～会員の皆様へのお願い～

## 令和5年分 集計表

必ずこの集計表にご記入の上

ご来会ください

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、今後の決算指導期間は、例年以上に大混雑する事態が予想されております。

当会ではできるだけ混雑を緩和すべく十分な受け付け体制を整え、鋭意努力を進めております。

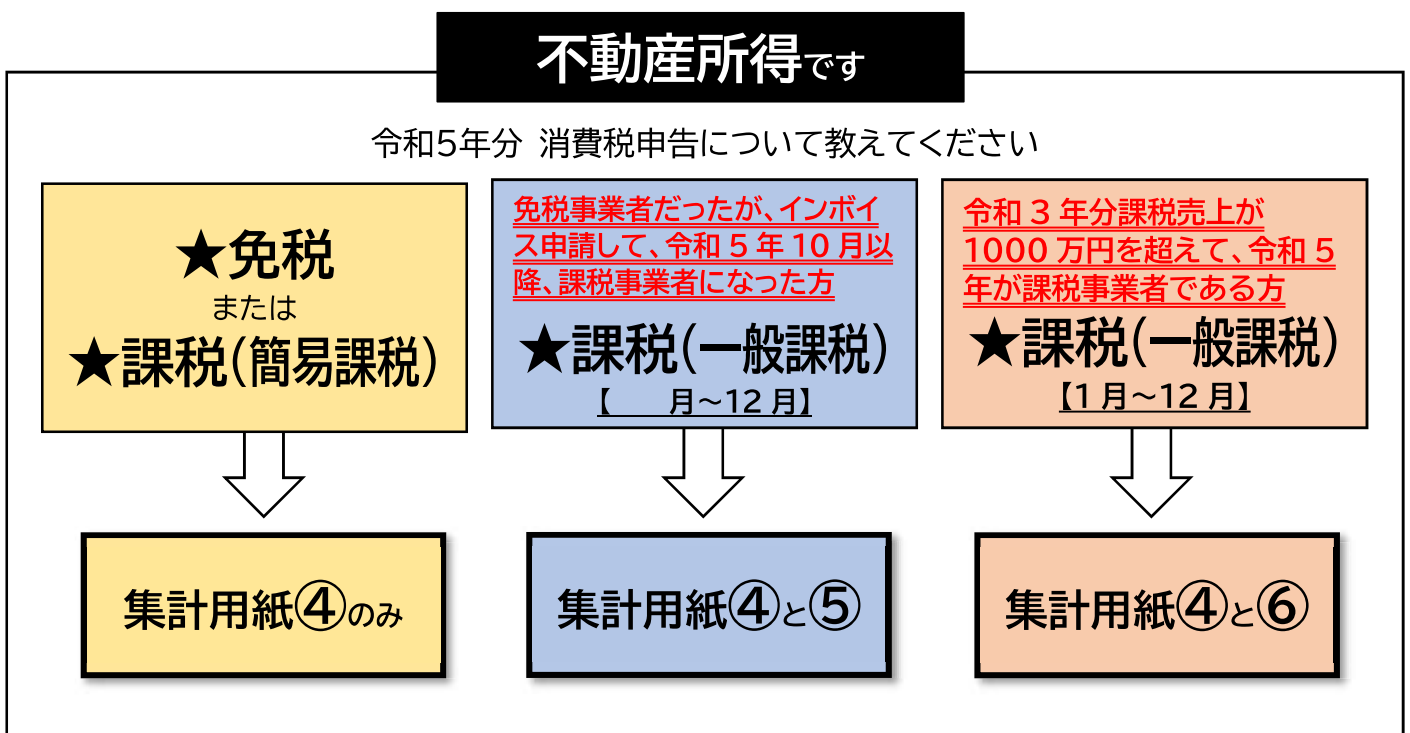
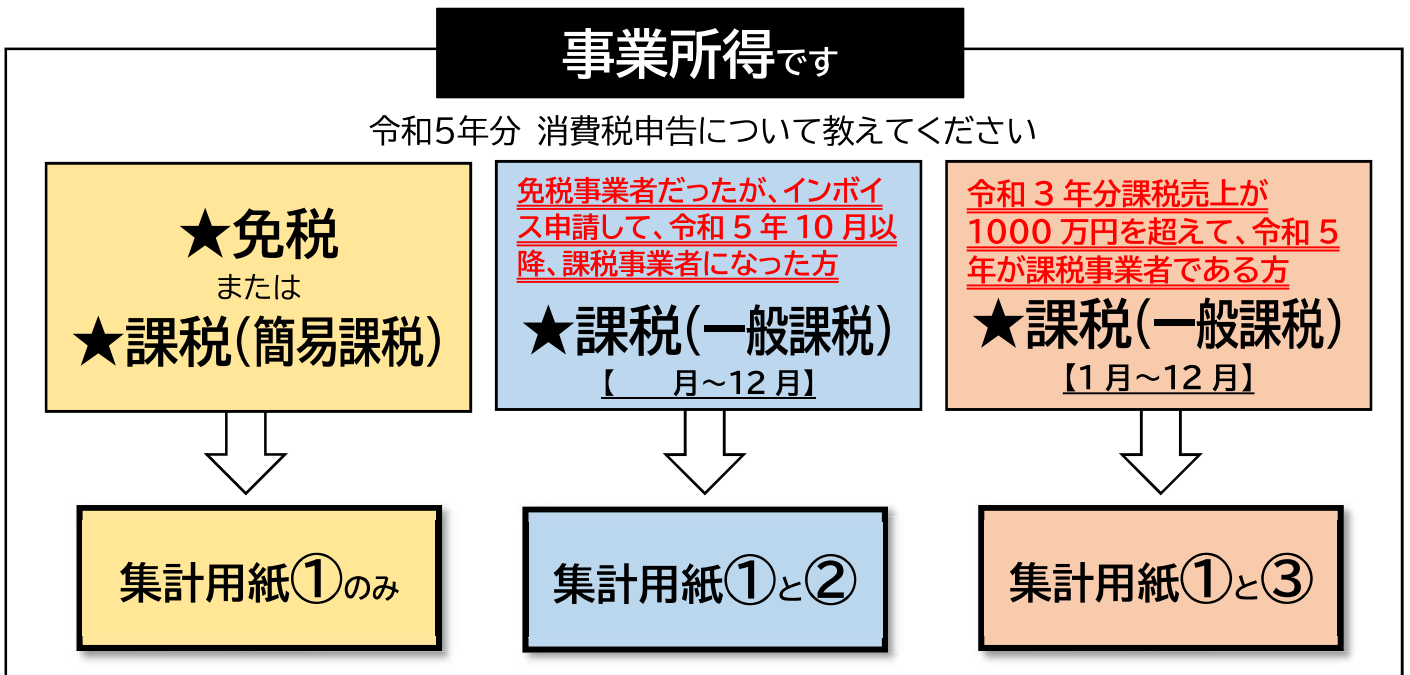
そこで一人当たりの面接時間の短縮化を図るため、会員の皆様には、普段つけている帳簿からこちらの集計表に必ずご記入の上、ご来会をお願いいたします。※手書き・会計ソフトいずれの場合でも、この集計表にご記入ください。

また令和3年分・4年分の所得税(消費税)確定申告書及び決算書の控えを必ずお持ちください。※振替納税をご希望の場合は、通帳と印鑑をお持ちください。

会員の皆様のご協力、心よりお願いいたします。

# ◆◇『集計表』選択のためのフローチャート◆◇

2023年10月からインボイス制度導入に伴い、集計表が大幅に変わります  
下記の通り、集計表が細分化されております  
該当する集計表をご確認の上、ご来会ください  
※兼業(事業・不動産)の方は、それぞれご確認ください



1

【令和5年分 一般(事業所得用)集計表】

一般用

集計用紙

消費税の  免税事業者  課税事業者(簡易)  課税事業者(本則) です

この用紙は 全事業所得者様にご記入いただきます 【免税事業者・課税事業者(簡易課税選択者)の方はこの用紙のみご記入下さい】

月	売上	仕入
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
決算修正		
家事消費		
雑収入		
年間合計		
軽減税率合計		

期末欄印 円

《給料賃金》(事業主・同居の親族・外注)以外に支払った給料、アルバイト代

氏名	年齢	月数	給料賃金	賞与	合計	源泉税額
その他(人分)						
計						

《専従者給与》

氏名	マイナンバー(12桁)	続柄	年齢	月数	給料賃金	賞与	合計	源泉税額
計								

《地代家賃》事業用家賃・賃貸料・月極駐車場・月極駐り場・20万円未満の更新料など

支払先の住所・氏名	賃貸物件	支払金額	事業専用割合%	必要経費金額
計				

売上金額の明細 ※登録番号はTから始まる13桁の数字

仕入金額の明細 ※登録番号はTから始まる13桁の数字

売上先名	所在地	売上金額	仕入先名	所在地	仕入金額
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			上記以外の支払先の計		
計			計		

※わかる範囲でご記入下さい。

※わかる範囲でご記入下さい。

この欄は課税事業者(簡易課税選択者)の方のみご記入ください ※「免税事業者」と「課税事業者(一般課税選択者)」記入不要です

上記の売上年間合計の中で、収入の種類が複数ある場合は、業種毎に分けて小計を記入してください。

例えば、販売店の方で業種①は卸売業、業種②は小売業など、業種に分けて集計等

別紙有(集計用紙②)又は(集計用紙③)に記入)

業種① (種)	業種② (種)	業種③ (種)
( )月～12月の種類別課税売上	( )月～12月の種類別課税売上	( )月～12月の種類別課税売上
令和5年10月以降課税事業者になった方はこちら(10%)	円 10%	円 10%
上記売上の内、軽減税率分があれば記入(8%)	円 8%	円 8%
●令和3年分課税売上が1000万円を超えて	1月～12月の種類別課税売上	1月～12月の種類別課税売上
令和5年が課税事業者になった方はこちら(10%)	円 10%	円 10%
上記売上の内、軽減税率分があれば記入(8%)	円 8%	円 8%

《経費》

科目	年間合計金額	勘定科目の説明
租税公課		固定資産税・消費税・自動車税・事業税・会費等
荷造運賃		荷造にかかった材料費・発送費・発送運賃
水道光熱費		事業用に使用した電気ガス水道、灯油代等
旅費交通費		事業用に使用した鉄道・バス・タクシー・宿泊費
通信費		事業用のはがき・切手代・電話料金等
広告宣伝費		新聞チラシ、インターネットホームページ作成料等
接待交際費		事業に必要な得意先との飲食や会合や慶弔費用等
損害保険料		賠償責任や事業用に使用している物などの保険料
修繕費		事業用に使用している物の修理費用
消耗品費		1個が10万円未満の事務用品・工具・作業服など
福利厚生費		労災・雇用保険他、従業員の為に支払った費用
外注工賃		外部に委託し代金を支払ったときの費用
利子割引料		事業用に借り入れた金額の利息部分
車輜関係費		ガソリン代・修理代・パーキング代・高速代等
備品費		消耗品に含まないもの
支払手数料		振込手数料・外部の人に支払った手数料
諸会費		青色申告会などの会費
雑費		発生がまれで、他の経費科目にあたらない費用
縦合計		支払った所得税や予定納税は経費になりません

《貸借対照表》青色55・65万円控除の方は記入

※65万円控除には適用条件があります

資産の部		負債・資本の部			
科目	1/1現在(期首)	12/31現在(期末)	科目	1/1現在(期首)	12/31現在(期末)
現金			支払手形		
当座預金			買掛金		
定期預金			借入金		
普通預金			未払金		
			前受金		
			預り金		
受取手形					
売掛金					
有価証券					
棚卸資産					
事業主貸			事業主借		

《減価償却資産》●新たに購入した一つが10万円以上の備品・資産。一つが30万円以上の工事。20万円以上の更新料など。  
前年以前に記入していただいたものは自動で更新されるので記入不要です。売却・廃棄等ありましたらお伝え下さい。

資産名称	面積・数量	取得年月	取得金額	事業専用割合%
		年 月		
		年 月		
		年 月		

◎医療費控除(有り・無し)

- ・医療費控除の明細書をご記入下さい。領収書の添付で医療費控除は出来ません。
- ※ 保険金等で補填される金額とは、医療保険から支給された保険金額や高額療養費などです。

◎支払い社会保険料

・領収書の場合は必ず合計を計算してください。

健康保険	後期高齢者医療保険	国民年金(基金)	介護保険
円	円	円	円

※ 配偶者の年金から差し引かれている介護保険料を事業主の介護保険料控除にすることは出来ません

◎iDECO(確定拠出年金) \_\_\_\_\_ 円  
(年間支払金額)

◎小規模企業共済 \_\_\_\_\_ 円  
(年間支払金額)

氏名	生年月日(和暦)	マイナンバー(12桁)	障害者控除有無(普通/特別)	寡婦・ひとり親控除有無
事業主				
控除対象配偶者				
扶養親族				

・扶養親族等に前年と変更がなければ記入していただかなくても結構です  
・家族のマイナンバーは、番号だけ分かれば結構です

※ 上記、寡婦・ひとり親控除の注意

夫と離婚・死別・生死不明の場合・生計を一にする子がいて現在婚姻していない男女は上記控除に該当する場合があります。(他の条件あり)

国民年金・国民年金基金・寄附金・小規模企業共済・自宅部分の地震保険・旧長期損害保険・生命保険・受け取った年金類・満期生命保険・個人年金は必ず証明書をお持ち下さい。  
満期の生命保険や個人年金は受け取った額と払い込んだ額が記載された書類が必要です。

## ※ 上記書類以外に必要なもの

- 過去2年分(前年・前々年の確定申告書・決算書の控え、消費税の申告がある方は、その控え)インボイス発行事業者の方は、「適格請求書発行事業者の登録通知書」の控え(コピー)
- マイナンバーカード(写真付き)の表面裏面コピーしたもの、または個人番号通知書の表面と身分証明書をコピーしたものの(マイナンバーカードの手続きをしていない方は個人番号通知書になります)待ち時間短縮のため、お客様ご自身でのコピーをお願い致します。
- 印鑑 ・必要に応じて支払調書や源泉徴収票 ・医療費の明細書
- 板橋税務署から確定申告書類は届きません。代わりに送られてくる「確定申告のお知らせ」ハガキ、又は納付書の入った封筒をお持ちください。(前年に電子申告で確定申告された方は、何も送付されません)**
- 青色申告特別控除65万円を受けられる場合はマイナンバーカード(原本)と暗証番号2種類(署名用電子証明書の暗証番号6～16文字以下/利用者証明用電子証明書暗証番号4桁)が必要です。  
※住所変更など、マイナンバー情報を更新された場合は、決算指導時に担当職員へお知らせください。

## その他お問い合わせ先

国民健康保険料や介護保険料の支払金額が分からない場合

・板橋区役所 03-3964-1111(代表電話)

国民年金の支払い金額や受け取った金額・源泉徴収票(1月中旬に送られてきます)について

・板橋年金事務所 03-3962-1481

満期生命保険金や個人年金保険料の書類について

・各保険会社へ

## 【重要】

株・FX・暗号資産・外貨預金・先物・家屋・土地の売買がある場合は、事前に税務署もしくは税理士先生に相談の上、売買部分の計算明細書をご持参ください。ご不明な点はお気軽にご相談ください。